



海外赴任中の私傷病

第192回

溝口さん：こんにちは、みらい先生。海外赴任して約半年になります。慣れない海外生活で最近体調がすぐれないので、現地の医療機関に診療してもらおうと思っています。日本の社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入したまま赴任している状況なのですが、この場合、治療費に健康保険は利用できるのでしょうか。

みらい：はい、海外の医療機関で受診した場合でも、日本の社会保険制度に加入している限り、一部の例外を除き、日本の健康保険から給付を受けることが可能です。具体的には、海外の医療機関に対し被保険者がいったん費用を全額立替払いし、その後、健康保険の適用となる金額分を請求して費用の給付を受けます。この給付を「海外療養費」といいます。

溝口さん：海外赴任中の業務上の災害の場合は、労災保険で治療費を請求できることは人事の方から聞いていたのですが、業務外の私傷病の場合は健康保険の給付を受けることができるのですね。

みらい：溝口さんは労災保険の特別加入制度に加入されているのですね。ただ、労災保険制度とは異なり、治療費が全額給付される訳ではないですけどね。

溝口さん：要は日本の医療機関で受診する場合も健康保険制度を利用すると3割の自己負担分が発生するので、治療費を請求できるのは7割相当額になるということですね。

みらい：そうですね、ただ、注意しなければならないのが海外療養費は日本国内の保険診療で認められている医療行為が対象であり、日本の医療水準と照らし合わせ療養費の支給額を決定します。つまり、日本では比較的医療費が低い場合でも、赴任先国では高い医療費となる場合があり、常に療養にかかった費用の7割相当額が還付されるわけではありません。

溝口さん：なるほど。常に支払った金額の7割が還付されるのではないのですね。

みらい：その通りです。ただ、海外赴任のケースでは健康保険を利用して海外療養費を請求するケースよりも手続きが簡便な民間の海外駐在員保険を利用するケースが圧倒的に多いです。保険会社と契約を結んでいる病院であれば現金不要で治療を受けることができます。

溝口さん：そうですね。確か会社で海外駐在員保険に加入しているはずなので、契約の内容を確認してみます。

あと、心配なのが今後、体調が悪化して私傷病で休職となった場合に有給休暇を使い切って給与が支給されなくなった時に日本の健康保険の傷病手当金を受給することは可能なのでしょうか。

みらい：海外赴任の場合であっても次の4つの要件を満たすことで傷病手当金を受給することができます。

- 1) 業務外の事由による傷病で休職していること
- 2) 仕事に就くことができないこと
- 3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 4) 休業した期間について給与の支払がないこと

溝口さん：海外赴任した場合でも、日本で勤務している時と同じ要件で受給することができるのですね。

みらい：そのとおりです。日本の社会保険制度に加入していれば日本で勤務している時と同じ補償が海外に赴任している場合でも適用されます。

溝口さん：なんだか安心して体調が良くなってきた気がします。参考になりました。ありがとうございます。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ
みらいコンサルティング株式会社
税理士法人みらいコンサルティング
社会保険労務士法人みらいコンサルティング
Reanda MC 国際公認会計士共同事務所
霞が関司法書士事務所
〒100-6004
東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
TEL : 81-3-3519-3970 (代)
FAX : 81-3-3519-3971
URL : <http://www.miraic.jp/>